

# 改定診療報酬点数表参考資料 (平成24年4月1日実施) 《正誤表(その8)》

1. 平成24年9月21日付 厚生労働省保険局医療課事務連絡による正誤

ページ	項目	正 誤
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて		
別添2 入院基本料等の施設基準等		
556 557	第3 診療所の入院 基本料等に関する 施設基準	<p>1 ～ 12 《略》</p> <p><u>13 医療区分2に定める「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、入院又は転院時既に発生していた褥瘡に限り、治癒又は軽快後も30日間に限り、引き続き医療区分2として取り扱うことができる。ただし、当該取扱いを行う場合においては、入院している患者に係る褥瘡の発生割合について、患者又は家族の求めに応じて説明を行うこと。なお、褥瘡の発生割合とは、有床診療所療養病床入院基本料を算定する全入院患者数に占める褥瘡患者数(入院又は転院時既に発生していた褥瘡患者を除く。)の割合である。</u></p> <p>※以下、項目番号「13」～「16」を「14」～「17」に変更</p>